

社会福祉法人 福岡市南区社会福祉協議会

平成23年度事業計画

私たちを取り巻く環境は、急速に進む少子・高齢化による人口の減少や都市化・核家族化など様々な理由により、本来、家庭や地域社会が持っている相互に支え合う機能が年々低下しています。また、経済状況の悪化も相まって、家族や公的制度だけでは対応できない様々な問題が発生しています。そのため、行政や各校区社会福祉協議会、自治協議会などの地域関係団体はもちろん、地域住民一人ひとりが協力し合い、地域全体で支え合う社会の構築が益々重要になっています。

南区社会福祉協議会では、地域の皆様と協力して「すべての区民の方々がお互いに連携して共に支え合いながら、住み慣れた地域で健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指して様々な事業を行っています。

平成23年度は、地域福祉活動の中核である校区社会福祉協議会への支援を継続し、地域住民と連携して、次の事業を推進して参ります。

事業項目

1. 地域福祉・在宅福祉活動の推進 〔校区社協活動推進事業〕 20,047千円
 - (1) 福岡市地域保健福祉振興基金を活用して、福祉のまちづくりの推進に向けて、ふれあい事業等の活動を支援します。
 - ① 「ふれあいネットワーク事業」 3,589千円
高齢の方や障がいがある方など、支援を必要とする人たちが安心して暮らせるよう、日常的な見守りなどの活動への支援
 - ② 「ふれあいサロン事業」 2,537千円
高齢の方や障がいのある方等の孤独感の解消や認知症の予防などを目的としたふれあいサロン活動への支援
 - ③ 「ふれあいランチ事業」 655千円
高齢の方や障がいがある方等に対して、健康増進と安否確認のため食事を提供するふれあいランチ活動への支援
 - ④ 「校区広報紙発行事業」 1,080千円
校区社協の活動状況等の広報、地域ボランティアの啓発等を目的とした広報紙発行への支援
 - (2) 地域住民の意識を高め、地域住民の参加による自主的な福祉活動を推進するため、共同募金配分金を活用して「校区社協助成金」「地区福祉事業費助成金」の助成を行い、地域福祉活動の支援を行うとともに、各校区の住民に協力いただいた賛助会費の55%を「賛助会費交付金」として配分します。
 - ① 「共同募金校区社協助成金」 4,180千円
校区社協が行う学びあう活動（福祉・ボランティア活動関係講座・体験学習、福祉問題に関する学習会・座談会など）及びふれあう活動（世代間の懇談や交流、施設との相互交流、高齢者会食会など）への支援

②「共同募金地区福祉事業費助成金」 4,911千円
地域で集められた共同募金の30%を、校区社協が実施（または共催・後援）する地域福祉活動（福祉事業）に交付

③「賛助会費交付金」 3,095千円
校区で集めて頂いた賛助会費の55%を校区社協の活動費として交付

2. 研修事業の充実強化〔校区社協活動推進事業〕 1,388千円

地域福祉活動の充実強化を図るため、ふれあい事業等に関わる研修会を実施します。

また、校区社協における研修に活用してもらうため、研修用バスを借り上げ、各校区社協へ配車します。

(1)「ふれあいネットワーク研修会」 53千円
各校区のふれあいネットワーク担当者・役員を対象として研修会を実施します。

(2)「ふれあいサロン研修会」 70千円
各校区のふれあいサロン担当者・役員を対象として研修会を実施します。

(3)「校区社協広報紙研修会」 60千円
各校区の広報紙担当者・役員を対象として研修会を実施します。

(4)「研修バス配車事業」 1,205千円
校区社協主催の研修事業に中型バスを配車します。

3. ボランティア活動・福祉教育の推進〔ボランティアセンター活動事業〕 856千円

(1)「ボランティアセンターの運営」 67千円
ボランティア活動を希望する人に活動先の紹介や活動に関する情報提供を窓口やホームページなどで実施するとともに、ボランティアの支援を求めている人への対応（コーディネート）を行い、地域や関係機関と連携しながら生活課題の解決に努めます。

(2)「児童・生徒の体験事業」 115千円
福祉施設において利用者との交流を通じ、思いやりの心を育むとともに福祉についての理解と関心を深めるため、中高生を対象にした体験事業「ワークキャンプ」を開催します。

(3)「企業ボランティア活動の支援」及び「ボランティア交流会」の開催 67千円
企業ボランティア活動を支援するため、活動先の調整や情報提供等を行います。
また、企業と受入施設との事前打合せと交流を行う事業を実施します。
このほか、南区で活動しているボランティアグループと南区ボランティアセンターに個人登録をしているボランティアを対象に、相互の交流や情報提供等を目的とした「ボランティア交流会」を開催します。

(4) 「地域ボランティア活動支援事業」 487千円
校区の実情に応じて開催される、地域ボランティア入門講座や地域の様々な福祉課題の解決に向けて取り組むことを目的とする「校区福祉座談会」への出前講座、校区の特性や実情にあった生活支援等を行うボランティアグループの養成及び活動を支援します。

(5) 「音楽レクリエーションボランティアの派遣」 120千円
介護予防の視点から、音楽療法やレクリエーションの要素を取り入れた音楽レクリエーションボランティアを、校区社協が行うふれあいサロン等に派遣し、ふれあいサロンの充実を図ります。

4. 南区市民ふれあい奨励金〔市民ふれあい奨励金事業〕 2,689千円
南区におけるボランティア活動の促進を目的に、民間団体や個人、企業からの寄附を財源とした「南区市民ふれあい奨励金」を活用し、新たなボランティア事業を開始するグループに対し、事業立ち上げ費用を助成します（年度を通して募集）。

5. 子育て支援事業の推進 30千円
子育てを支援するため、子育てを応援して欲しい人（依頼会員）と子育てを応援したい人（提供会員）の双方に登録いただき、育児の相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」を運営します。また、子育て支援に関する情報の提供に積極的に努めます。

6. 日常生活自立支援事業 70千円
認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、金銭管理サービス、福祉サービスの利用援助を行います。

7. 高齢者賃貸住宅入居支援事業
近郊に身元引受人がいない単身高齢者等が民間賃貸住宅に入居し、地域で安心して生活ができるように、見守り、相談等のサービスを行います。

8. すーっとあんしん安らか事業（新規事業）
高齢者賃貸住宅入居支援事業に加え、頼りとなる親族がいない、高齢者の一人暮らし・夫婦のみの世帯で亡くなった後の葬儀などについて、あらかじめ市社協と預託金契約を締結し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう取り組みます。（高齢者賃貸住宅入居支援事業の拡大事業）

9. 在宅介護者の支援〔社協活動推進事業〕 265千円
在宅で家族の介護にあたっている方の心身のリフレッシュと在宅介護サービスに関する情報提供、介護をされている方相互の交流を目的として「在宅介護者の集い」を行います。
また、在宅介護についての講話や意見交換等を茶話会形式で定期的に行う「在宅介護者交流会」を昨年度に引き続き開催いたします。

10. 生活福祉資金貸付事業〔生活福祉資金貸付事業〕 **416千円**

低所得世帯や高齢者世帯、障がい者世帯に対し、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活が送られるよう支援することを目的として、生活福祉資金の貸し付けに係る相談、申し込み受付等を行います。

※総合支援資金、福祉資金、教育支援資金等

11. 生活保護世帯等一時貸付事業

生活保護世帯及び低所得世帯の緊急時の出費に際し、必要な資金を貸付けることにより、生活の安定を図ります。

12. 広報事業〔社協活動推進事業〕 **1,446千円**

「南区地域福祉情報紙みなみちゃん（さざんていあ）の発行」

地域福祉活動の啓発と福祉情報やボランティア情報の提供を目的に、地域福祉情報紙「みなみちゃん」（A4版4ページ、うち1ページはボランティア情報紙「さざんていあ」）を年3回発行します。このうち1回は南区の全世帯に配布し、社会福祉協議会の活動への理解と普及に努めます。

また、各校区社協が発行している「社協だより」を南区社協のホームページに掲載し、各校区間の情報交換や区民への啓発に活用します。

13. ふれあいのまちづくり推進事業〔ふれあいのまちづくり推進事業〕 **353千円**

(1) 「声の情報テープみなみちゃん」 **95千円**

南区社協からのお知らせや地域の福祉情報、行政サービスなどの情報をテープに録音し、年3回、視覚障がい者をはじめとした希望者に無料で貸し出します。

(2) 「市民啓発事業」 **258千円**

「清水ふれあいまつり」「健康フェア」などの各種イベントに参加し、社協活動の広報並びに地域福祉活動等の啓発を行います。

14. 財政基盤の強化

社会福祉協議会の活動への理解と支援を得て「ふくしのまちづくり」を進めるため、校区社協の協力のもと「賛助会員」を積極的に募り、自主財源の確保に努めます。

15. 会の運営及び組織の充実〔法人運営事業〕 **861千円**

会の方針や事業計画等を決定し、事業の推進を図るため「理事会」「評議員会」を開催するとともに、会の適切な運営や執行状況を確認するため「監事監査」を実施します。

また、南区の校区社会福祉協議会の活動について研究を行い、相互の連絡調整とその円滑な運営を図るため、「校区社会福祉協議会会長連絡協議会」を開催します。

(1) 「理事会」「評議員会」「監事監査」 **529千円**

(2) 「校区社会福祉協議会会長連絡協議会」 **332千円**

(3) 「校区社会福祉協議会会長連絡協議会ブロック会議」

16. その他の事業、業務

- (1) 福祉バス利用申し込みの受け付け
- (2) 共同募金の受け付け
- (3) 車いすの貸し出し
- (4) ボランティア保険の受け付け
- (5) レクリエーション用具の貸し出し
- (6) 寄付金の受付
- (7) その他必要な業務